議題１（委員会決裁事項（規則第３条第６号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和７年２月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第５条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第７条第２項に基づき承認する。

令和７年３月28日

大阪府教育委員会

〇予算案

　１　令和７年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）

　２　令和６年度大阪府一般会計補正予算（第５号）の件（教育委員会関係分）

　３　令和６年度大阪府一般会計補正予算（第６号）の件（教育委員会関係分）

〇条例案

　１　大阪府教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例制定の件

　２　職員の退職手当に関する条例一部改正の件

　３　職員の給与に関する条例等一部改正の件

　４　職員の旅費に関する条例等一部改正の件

　５　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件

　６　府吏員退隠料等条例一部改正の件

　７　大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例一部改正の件

　８　大阪府受動喫煙防止条例一部改正の件

９　大阪府立学校条例一部改正の件

　10　指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例及び大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件

　11　府費負担教職員定数条例一部改正の件

＜参考＞

　　〇大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第５条　第３条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第７条　　（略）

　２　第５条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。